

機密保持誓約書

千葉県国土整備部技術管理課長 様

令和8年 月 日

事業者

住所

会社名

代表者

千葉県国土整備部技術管理課（以下、「甲」という。）が行う「千葉県土木積算システム」情報提供依頼（以下、「本業務」という。）に関する「現行システム関係書類一式」の閲覧に係る秘密保持について、事業者（以下、「乙」という。）は以下のとおり誓約します。

（目的）

第1条 乙は、本業務に関する情報提供資料又は参考見積書の提出に当たり、甲から開示された機密情報を機密として保持することとし、甲に対し機密保持誓約書を提出する。

（機密情報）

第2条 本業務の履行における機密情報は、甲が乙の行う本業務の履行のために必要があると認めて、機密表示をし、開示するすべての情報とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

- (1) 開示の時点ですでに公知のもの又は乙の責めによらず公知となった情報
- (2) 乙が事前に甲の承諾を得て公開した情報
- (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく乙が正当に入手した情報
- (4) 開示の時点ですでに乙が保有している情報
- (5) 開示及び本業務上知り得たすべての機密情報によらないで、乙が独自に創作した情報

（機密保持）

第3条 乙は、甲は開示された機密情報について、適正に保管管理し、甲から開示を受けてから3年間（ただし、甲、乙の合意による延長を妨げないものとする。）、その機密を保持しなければならない。

- 2 乙は、本業務の履行のために知る必要のある自己の役員及び従業員以外に、甲から開示された機密情報を開示又は漏洩してはならない。
- 3 乙は、甲から開示された機密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。
- 4 乙は、甲から開示された機密情報について複製が必要なときは、事前に甲の承諾を受けるものとする。

(目的外使用の禁止)

第4条 乙は、本業務の履行に伴って知り得た内容を他の用途に使用してはならない。

(第三者への開示)

第5条 乙は、本業務の履行のために知る必要のある範囲内で第三者に機密情報を開示する場合は、事前に甲の承諾を得て、第三者に開示することができるものとする。

- 2 乙は、前項により、機密情報を開示する第三者に対し、本誓約と同等の機密保持契約書の提出を義務付けなければならない。

(乙の責任)

第6条 乙は、本業務を履行するうえで、すべての成果品等が第三者の著作権、特許権及びその他の権利を侵害してはならない。

- 2 前項の場合、第三者より甲に対して著作権、特許権及びその他の権利侵害を理由として請求があった場合には、乙の自己の責任及び費用でこれを解決するものとする。
- 3 前条で乙が機密情報を開示した第三者が本誓約に違反した場合には、乙は、当該第三者と連携して、甲に対して責任を負うものとする。

(返還・破棄義務)

第7条 乙は、甲より請求された場合又は本業務の履行が終了した場合には、機密情報に関する一切の書類、資料及びその複製品を速やかに甲に返却し、又は甲の指示に従い、破棄するものとする。

(関係者への遵守徹底)

第8条 乙は、本業務の履行のために機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員及び第5条で乙が機密情報を開示した第三者に、本誓約の内容を遵守されるものとする。

(損害賠償)

第9条 乙又は第5条に基づき乙が機密情報を開示した第三者が、前各条項のいずれかに違反した場合又は甲の機密を漏洩したことが明らかになった場合には、乙は、甲に直接生じた通常の損害に対して、賠償の責を負うものとする。

(協議解決)

第10条 本誓約に定めない事項に関して、解釈に疑義が生じたときは、甲乙相互に誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

本件責任者

所属部署名 :

役職名 :

責任者名 :

電話番号 :

メールアドレス :

本件担当者

所属部署名 :

役職名 :

担当者名 :

電話番号 :

メールアドレス :